

○筑紫野市生涯学習センター利用登録団体の登録に関する要綱

平成22年11月5日
教育委員会要綱第1号

（趣旨）

第1条 この要綱は、筑紫野市生涯学習センターの効果的な管理運営及び利用団体の健全育成を図るため、団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

第2条 筑紫野市生涯学習センター利用登録団体（以下「利用登録団体」という。）として登録することができる団体は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 本市における生涯学習の振興及び発展に寄与すると認める活動を行っていること。
- (2) 計画的かつ継続的な活動を行っていること。
- (3) 代表者を置き、規約又は会則を有していること。
- (4) 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に住所を有する者又は在学する者若しくは勤務する者であること。
- (5) 会費等の自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。

2 前項の規定にかかわらず、もっぱら政治活動、宗教活動又は営利活動を行う団体は、除外するものとする。

（登録の申込み）

第3条 利用登録団体として登録しようとする団体は、筑紫野市生涯学習センター利用登録団体登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、筑紫野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体については、第3号の書類を省略できるものとする。

- (1) 規約又は会則
- (2) 活動計画書及び予算書
- (3) 活動報告書及び決算書
- (4) 会員名簿
- (5) その他必要と認める書類

（認定及び登録）

第4条 利用登録団体の登録申込みがあった団体について、教育委員会は、社会教育委員の会議の意見を聴き、認定し、及び登録する。

（登録証の交付）

第5条 教育委員会は、前条の規定により利用登録団体として登録された団体に対し、筑紫野市生涯学習センター利用登録団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（登録の更新）

第7条 有効期間満了後も引き続き登録を希望する利用登録団体は、筑紫野市生涯学習センター利用登録団体登録更新申込書（様式第3号）に第3条各号に定める書類及び登録証の写しを添えて教育委員会に申し込まなければならない。

2 前3条の規定は、登録の更新について準用する。

（登録の変更又は解散の届出）

第8条 利用登録団体は、規約若しくは会則又は登録事項を変更したときは、速やかに、登録証及び変更した内容が確認できる書類を添えて筑紫野市生涯学習センター利用登録団体登録変更等届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用登録団体が当該団体を解散したときは、前項の規定により届け出るものとする。

（登録の取消し）

第9条 教育委員会は、利用登録団体が第2条第2項の規定に該当し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体に対し、筑紫野市生涯学習センター利用登録団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（報告）

第10条 教育委員会は、利用登録団体に対し、必要に応じ事業内容等の報告を求めることができる。

（補則）

第16編 教育（筑紫野市生涯学習センター利用登録団体の登録に関する要綱）

第11条 この要綱に定めるもののほか、利用登録団体の申込等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。